

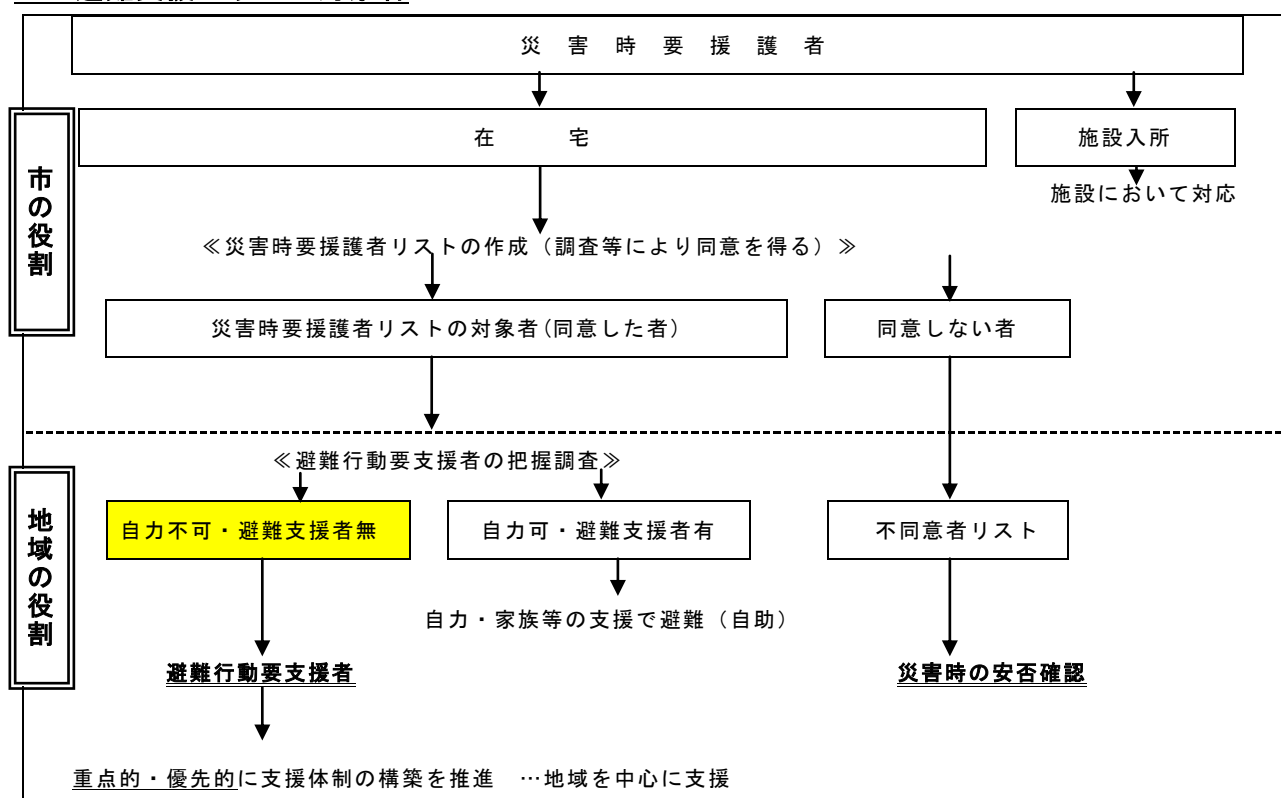
御殿場市災害時要援護者避難支援計画概要

平成 22 年 9 月

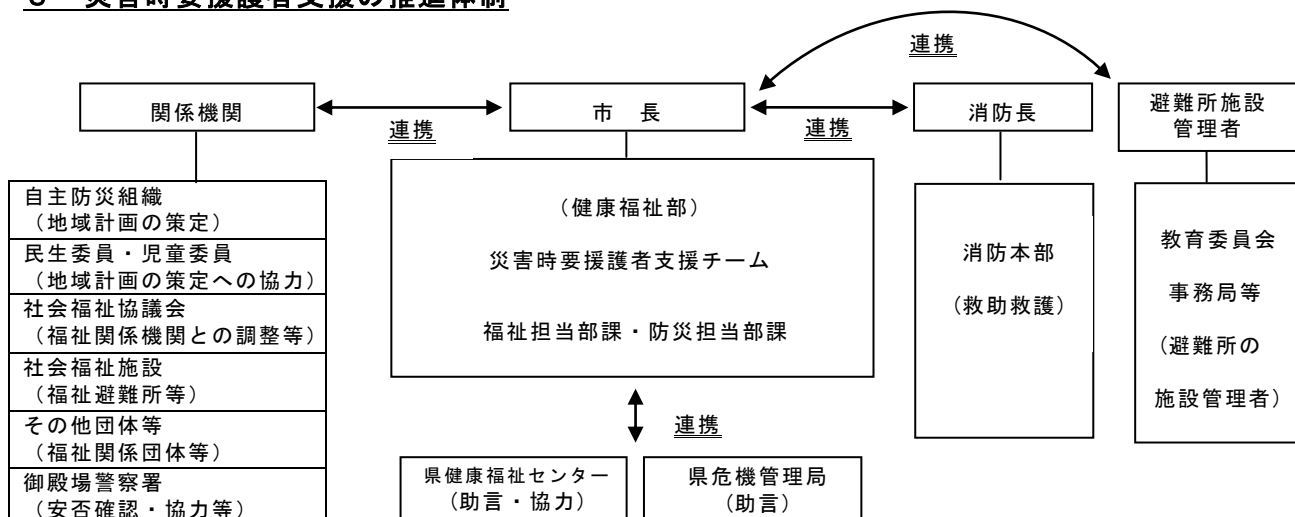
1 趣旨

本計画は、本市における防災対策の総合的な取り組みの一環として、「御殿場市地域防災計画」の中の「災害時要援護者支援計画」のうち、避難支援に関する事項を具体化し、市、地域及びその他関係団体の役割を明確に位置づけることにより、日頃からの防災意識を高め、また、災害発生時には迅速かつ円滑に災害時要援護者の避難支援が実行できるよう定めるものとする。

2 避難支援プランの対象者



3 災害時要援護者支援の推進体制



4 要援護者情報の把握・共有

市は、要援護者の避難支援のため、市が把握している高齢者等の情報に基づいた要援護者リストを作成し地域に提供する。

ただし、要援護者リストへの氏名記載などの情報開示については、当該者に氏名記載及び地域等への情報提供の可否の意思確認を実施し、同意を得られた者のみ要援護者リストへ掲載する。

なお、意思確認の結果により同意を得られなかった者については、不同意者リストを作成し、緊急時のみ開封可とする

また、市は地域と協定などを締結し、リストを提供する。地域においては提供されたリストの適正な管理を徹底する。

5 地域計画の策定

災害時における要援護者の避難支援を円滑に実施するため、地域の実情に合わせた避難支援計画（地域計画）を策定する。

個票方式を採用する地域においては、市が提供した要援護者リストを基に、地域における関係者間で情報共有、状況調査を行い、要援護者毎に個票を作成し、避難行動における要援護者を把握する。

近隣グループ方式を採用する地域においては、市から提供された要援護者リストを基に、地域の状況を調査し、3～5戸でグループを設置する。また、グループ方式の特性を生かした避難行動の内容を決定する。

6 避難支援・安否確認体制の整備

市は、地域及び関係各団体等と連携し、災害時における避難支援体制を整備するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

地域においては、各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、要援護者が自ら地域に受け込んでいくことのできる環境づくりを推進することにより、地域ぐるみの避難体制整備に努める。また、災害発生時あるいは発生が予測される場合（注意情報、避難指示発令時）については、地域計画に基づいて円滑な避難支援に努める。その際、不同意者リスト掲載者についてもできる限り安否確認を実施する。

7 避難所等における避難支援体制

避難所については、災害発生時には早期の開設及び住民への周知を図るとともに、平常時から、避難所における要援護者のニーズや対応可能な人的・物的資源及び避難所スペース等の状況を把握するよう努める。

また、市は通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のために、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として確保するものとする。